

○財務省告示第三百九十号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十二年十一月八日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十二年十二月三日

財務大臣 野田 佳彦

- 一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百十
回）
- 二 発行の根拠 平成二十二年における財政運
営のための公債の発行の特例等
の法律及びその
に關する法律（平成二十二年法
律第七号）第二条第一項並びに
特別会計に關する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
条第一項及び第六十二条第一項
社債、株式等の振替に關する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし
、価格競争入札において募入
の決定を受けた各申込みの応募
価格を募入額により加重平均し
て得られる価格をその発行価格
- 三 振替法の適用
- 四 発行方法

六

イ

発

入 価 行
札 格 競
発 争 額

額 面 金 額 二 兆 九 十 二 億 円

う ち 平 成 二 十 二 年 度 にお ける

財 政 運 営 の た め の 公 債 の 発 行 の

特 例 等 に 関 する 法 律 第 二 十 一 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ いて 基 づ き 発 行 し た 利 付

国 債 に つ い て は 額 面 金 額 で 一 十 三 兆 三 千 二 百 十 三 億 二 千 八 百 七 十

兆 円 、 特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 十 一 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き

万 円 、 第 一 会 計 に 関 する 法 律 第 十 一 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き

四 十 六 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き

発 行 し た 利 付 国 債 に つ い て は

額 面 金 額 で 五 千 九 百 八 十 一 億 二

千 七 十 万 円 、 同 法 第 六 十 二 条 第

一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利

付 国 債 に つ い て は 額 面 金 額 で

八 百 九 十 七 億 五 千 六 十 万 円

特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 十 六

条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き

条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き

で 五 十 二 億 三 千 九 百 万 円

特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 十 六

条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き

た 利 付 国 債 に つ い て 額 面 金 額

で 千 八 百 四 十 六 億 円

特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 十 六

条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き

た 利 付 国 債 に つ い て 額 面 金 額

で 三 千 二 百 三 十 九 億 円

特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 十 六

条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き

た 利 付 国 債 に つ い て 額 面 金 額

で 三 千 二 百 三 十 九 億 円

特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 十 六

条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き

た 利 付 国 債 に つ い て 額 面 金 額

で 三 千 二 百 三 十 九 億 円

特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 十 六

条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き

た 利 付 国 債 に つ い て 額 面 金 額

で 三 千 二 百 三 十 九 億 円

七

払 込 金 額

ロ

札 非
発 競
行 争
入

ハ

国 債 市 場
特 別 参 加
者 第 一 加
者 第 一 加
非 格 競
争 入 札 発 競

ニ

国 債 市 場
特 別 参 加
者 第 二 加
者 第 二 加
非 格 競
争 入 札 発 競

十 十											九 八		二											ハ		ロ		イ			
発 行 行 格 争											振 替 単 位		最 低 額 面 金																		
入 札 競 争 入 札 競 争 入 札 競 争 入 札 競 争 入 札 競 争													行 争 非 者 特 国 行 争 非 者 特 国 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 発 行 行 格 争																		
札 格 第 I 加 場													札 格 第 II 加 場																		
争 非 者 特 国 札 非 入 価 発 行 行 格 争													争 非 者 特 国 行 争 非 者 特 国 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 発 行 行 格 争																		
平 成 二 十 二 年 十 一 月 八 日											す 〇		の 記 載 又 は 規 定 に よ る 最 低 額 面 金											五 万 円		三 千 二 百 四 十 八 億 六 百 九 十 二 万 円		二 千 五 百 十 五 千 三 百 六 十 八 万 円		二 兆 四 十 七 億 七 千 八 百 四 十 五 万 円	
銭 額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 二 十 八											の 記 載 又 は 規 定 に よ る 最 低 額 面 金		の 記 載 又 は 規 定 に よ る 最 低 額 面 金											五 万 円		三 千 二 百 四 十 八 億 六 百 九 十 二 万 円		二 千 五 百 十 五 千 三 百 六 十 八 万 円		二 兆 四 十 七 億 七 千 八 百 四 十 五 万 円	
銭 額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 二 十 八											の 記 載 又 は 規 定 に よ る 最 低 額 面 金		の 記 載 又 は 規 定 に よ る 最 低 額 面 金											五 万 円		三 千 二 百 四 十 八 億 六 百 九 十 二 万 円		二 千 五 百 十 五 千 三 百 六 十 八 万 円		二 兆 四 十 七 億 七 千 八 百 四 十 五 万 円	

十四

初期利子

(二) 平
 期と成控得は出に住時額金にの口るに
 金と二除税外しは者に(額よに座も係発
 額し三すの国た、又おたにりつにの所時
 を、十する税率人が適当の法取、のしは又振替源泉、
 支次の年こと乗じた金額)を所又算合居行金該式もの
 払の三三がで
 う算三三がで
 。式月二
 だよ十日を
 、算を
 支支出し

十三

行債及
市場特
参加者
別第Ⅱ
資格競
争
入札発
行
利率
経過利
子
の払込
み

(一) 年
 一・〇パーセント
 は、募入決定の通知を受け
 式に、払込金額を加え、第
 十号に、規定する日額を第
 むも、のとする。期に払い
 二算者

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{10}{100} \times \frac{49}{365}}$$

期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.0}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五	第二期以後の利子	毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。	平成三十一年九月二十日	額面金額百円につき百円	日本銀行	財務大臣から通知を受けた者	平成二十二年十一月八日
十六	償還期限	平成三十一年九月二十日	額面金額百円につき百円	日本銀行	財務大臣から通知を受けた者	平成二十二年十一月八日	
十七	償還金額	額面金額百円につき百円	日本銀行	財務大臣から通知を受けた者	平成二十二年十一月八日		
十八	元利支	日本銀行	財務大臣から通知を受けた者	平成二十二年十一月八日			
十九	払込参加	財務大臣から通知を受けた者	平成二十二年十一月八日				
二十	払込期日	平成二十二年十一月八日					